

### 大阪市要望書についての回答

機関紙「支える」第52号に掲載しました要望事項への回答を文書にて頂きました。

平成18年11月9日

障害が重度の人ほど負担が大きくなる定率負担の仕組みについて、撤廃或いは是正を国に働きかけてください。

(回答) 今後増大する福祉サービスの費用について、社会全体で支えあい、安定的なサービスの提供を目指すことが障害者自立支援法の考え方の柱の一つであり、利用者の方でも一定のご負担をお願いせざるを得ないと考えております。

ただ、その負担にあたっては、所得水準に応じた段階的な月額負担上限額が設定されており、それに加えて社会福祉法人減免等の様々な国の減免措置を十分活用していきたいと考えております。

自立支援給付における利用者負担については、全国共通のものとして設定されるべきものであると考えており、国に対して、低所得の障害者に限り適切な軽減措置を講じるよう要望しております。

地域生活支援事業については、利用者負担額を無料または、月額負担上限額を低く設定し、低所得の障害者に配慮しております。

サービス量の決定に際して、現状の生活水準を後退させることのないよう配慮をして下さい。

(回答) 新制度への移行に際し、現行の支給量や利用状況、家族の状況等を動察しながら、現状のサービス利用水準を下回らないよう考慮しているところです。

医療的ケアが必要な重症心身障害児が地域の学校に通う場合において、親が付き添わずに行けるようにして下さい。

(回答) 医療的ケアを必要とする児童・生徒の在籍する学校については、主治医、保護者との連携をはじめ、日常の健康管理、緊急の場合の体制作り等について取り組みをすすめております。

また、本市では、教育と医療との連携を図るため、総合医療センターに療育相談室を設置しており、平成7年度より看護師資格をもった看護指導員の派遣を委託事業で実施いたしております。特に修学旅行など泊を行う学校行事につきましては、校医による事前検診、養護教諭又は養護職員への付き添い、及び旅行先における病院、医院、消防署等との連携体制など、児童・生徒の健康管理と緊急時の対応が十分できるような、各校で取り組んでおり、そのうえで看護指導員の派遣を行うよう努めております。

また、各校に派遣された看護指導員は、医療的ケアに関する教職員の研修の講師となったり、教職員の指導助言にあたっております。また、肢体不自由養護学校が、医療的ケアについての実践的内容、校内支援体制の構築等について、地域の小・中学校にアドバイスをするなどセンター校としての機能の充実に努めております。

今後、医療的ケアが必要な児童・生徒が安心して通学できる体制整備の充実に努めてまいります。

医療的ケアの必要な方が地域で暮らし続けることができるように、訪問看護等の充実やその利用における負担軽減を含めた支援をしてください。

(回答) ・介護保険制度における利用料につきましても、サービスに係る費用の1割を負担していただいております。1割負担が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、年収収入等が年8万円以下の利用者負担第2段階の方については、平成17年10月から月額負担上限額を15,000円とし、低所得者に対する自己負担が少なくなるよう設定されております。

・低所得者に対する利用料の軽減措置は国において統一に行われるべきものと考えており、国に要望してまいります。

意思表示が困難な重度の障害者について、中途障害であってもムツムの支給が受けられるようにして下さい。

(回答) 障害者自立支援法の施行に伴う地域生活支援事業の実施により、ストマ用具がこれまでの補装具から日常生活用具としての給付に移行したことから、当該品目の基準外交付であった紙おむつについても平成18年10月以降は日常生活用具として取り扱うこととなります。

その給付対象については、これまでの補装具における基準を引用し、ストマ用具を装着できない方、先天性疾患に起因する高度の排尿機能障害または高度の排便機能障害がある方、並びに脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な方となっております。

日常生活用具に関しては、このたびからその定義が明確に示され、

・安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの、

・日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの、

・製作や改良、開削に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの、

この3点の要件をすべて満たすものとされております。

これらのことから、本市といたしまして、その基準のあり方については、今後慎重に検討してまいります。

これらのことから、本市といたしまして、その基準のあり方については、今後慎重に検討してまいります。

これらのことから、本市といたしまして、その基準のあり方については、今後慎重に検討してまいります。

重症心身障害児者のこれからはいったいどうなっていくのでしょうか？

支える会では、毎年大阪府知事・大阪市長宛に要望書を出し、担当部署と懇談を重ねてきました。また、本年度、政令市に移行した堺市には重症児者のための施設作りという大きな課題があり、堺市分会では話し合いを重ねています。

障害者自立支援法施行にあたり、重症児者の置かれている現状などを理解していただくとともに、福祉計画認定員指入、会員の方々の切実な思いを訴えています。回答をいただいた内容について更に多くの方の声を寄せさせていただきます。

この度、大阪市から要望に対する回答がありました。内容は次頁に掲載していますが、市が単費で助成している重症者の通所施設について、医療との連携の具体的な内容を示してもらったり、看護職員配置基準についても、実態に合ったものなのかを確認していきたいと思っております。医療的ケアが必要な方についての安全面を考慮してほしいと切に願っております。

医療的ケアが必要な重症児が地域の学校に通う場合については、登下校時の付き添いを含めた要望でしたが、校内支援体制については、登

答だけでした。

『医療的ケアの必要な方が地域で暮らしているように、訪問看護等の充実やその利用における負担軽減を含めた支援をしてほしい』という要望に対して、「訪問看護利用費助成（医療費の1割負担）」が適用されず利用するほど大きな負担になっていきます。また、訪問看護の事業所が増えいくのかという危惧もあります。

応益負担の考え方そのものについて答えは返ってきませんでした。在宅で暮らす医療が必要な最重度の方や、強行行動障害を示す方々が、利用したくてあり、対応できる事業所が限られており、対応できるヘルパーも少ないという現状の中で不安を抱えている方々にとって厚生労働省のいう「地域で安心して暮らせる社会の実現をめざして」という文言が、空しく響いているように思えてなりません。

OTK  
支える  
No 54  
大阪府重症心身障害児・者を支える会  
全国重症心身障害児（者）を守る会  
大阪支部

守る会三原則  
決して争ってはいけません。親個人がいがいかなる主張があっても、重症児者運動に参加する者は、最も弱いものを、人ももれ無く守る。



## “大阪府との懇談会報告”

去る平成18年11月17日(金)、重症心身障害児者に対応する施設整備について、大阪府と懇談しました(参加…大阪府健康福祉部 障害保健福祉室 施設福祉課 施設指導グループ及び府立施設グループ、支える会から7名)。

最初に府から以下のような現状説明がありました。

\*補助金に関しては民立(社会福祉法人、NPO法人立)については支援するが、公立の場合は市町村財源で整備することになる。

しかし、国の補助は、障害者自立支援法前は10数件あったが、去年度は2件のみ(日中通所)という現状である。入所、通所、児・者トータルで現在大阪府下で2件、政令市、高槻市、東大阪市は各1件となっている。本年度はこれから協議していく。

入所施設に関しては、現在入所の10%が地域へ移行、7%の定員削減を目指すよう国の指導が来ている。

大阪府としては、2月中に19年度の国庫補助の希望をとるが、日中活動施設を考慮しており、入所施設は考えていない。入所施設は改築はできるが、新規入所施設建設は難しい。

\*日中活動重視で、医療型としての療養介護施設建設は国庫補助は出ていない(対象外)。施設整備については(国庫補助2分の1)の国の方針に負うところが大きいため、入所施設は困難である。既存施設が新体系に移行する場合、補助金は50万円から500万円出る。ただし、全350施設中、年間5件である。

医療的ケアが必要な超重症児者の受け皿としては、既存施設でその対応が出来るのか、それとも新たに作っていくのかについて

\*新体系移行施設調査について

5月時点の回答 18年19年に移行 2割  
23年に移行 5割

重症心身障害児施設については、経過措置中は移行の意思は無いとの回答

\*障害福祉計画・サービス見込みについて

各市は12月を目途に集計、府は3月にまとめる。

居住性を見込み量に、待機者・卒業予定者を含むかについて、内訳はシートに出ていない。

\*市町村から大阪府に、このような施設を作りたいというのが強いではない。

\*平成19年4月オープンする金剛コロニーの重症心身障害児施設(府単独予算)について

金剛コロニーは、知的入所施設の老朽化による建て替えを重症心身障害児施設に種別変えて、平成19年4月に110名(内ショートステイ10名)で開所する。金剛コロニー現入所者のうち、区分3以下の方・地域生活を希望される方は、平成23年末までに地域生活に移行してもらう。施設を出ることができない方は、重症心身障害児施設・特養・生活介護に移行する。

平成18年7月、泉大津市に知的通所授産施設をオープンした。今後拠点施設を各地に作りたい。

重介護の最重度知的障害児者で、行動問題を抱え、継続的な医療の必要性があり、知的障害施設では処遇困難な方々のための受け皿について

\*計画には今のところないが、社会福祉法人がやるというてこられるかどうかである。

\*重症児施設並みの単価助成(自治体補助)は、財政が厳しく府独自助成は困難である。

以上のような回答でした。

医療ケアが必要な障害の重い人は、療養介護も無いし、ケアホームでは不備なため生活できません。

医療機関である重症心身障害児施設は唯一のよところである。

金剛コロニーは、経過措置で重症心身障害児施設を立ち上げ、後に医療ケアが必要な重度の人のためのものに移行するのか、将来が見えません。重症心身障害児施設は医療機関(施設費+医療費)で「当初は医療費の低い精神病棟やる」とのことです。

重症心身障害者通所施設「四天王寺さんめい苑」について、制度の変更に伴う処遇低下が生じないようにしてください。また、医療的な取り組みを充実するよう指導してください。

(回答) 「四天王寺さんめい苑」につきましては、本市において初めて、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複する重症心身障害者が、住み慣れた地域で生活できるよう日中の支援を行うことを目的として設置されたところでありました。

しかしながら、国の定める施設種別において通所の重症心身障害者施設の種別がないことから、施設種別には知的障害者更生施設として設置されているところですが、本市では、当該施設の利用者である重症心身障害者並びにご家族の方々に安心してご利用いただくために、充分な職員配置が行えるよう本市独自に運営経費等に関する補助を実施しているところです。

新事業体系への移行にあたりまして、本市としても利用者の処遇の確保が図れるよう検討を行ってまいりたいと考えております。

また、医療的な取り組みの充実につきましては、配置基準を上回る看護師を配置するとともに、医療機関との連携強化に取り組んでいるところであります。

公共交通機関を利用することが困難な重症心身障害児者について、車両等を利用した外出支援のための施策を行ってください。

(回答) 重症心身障害児者の外出支援については、重度訪問介護や重度障害者等包括支援においての対応となると考えますが、その取り扱いの詳細については、示されておらず、固く確認しているところでもあります。また、一方で地域生活支援事業における移動支援事業について、国から新しい形態等示されたところでありますが、個別対応型への円滑な移行を優先的に検討していきたいと考えております。グループ型や車庫内行型等についても、他都市の状況等も今後、調査検討していきたいと考えております。

医療的ケアの必要な方が地域で暮らし続けることができるように、訪問看護等の充実やその利用における負担軽減を含めた支援をしてください。

(回答) ・本市では、大阪府の補助制度のもと、身体障害の程度が1〜2級の方、重度の知的障害の方及び身体障害の程度が3級以下でかつ中度の知的障害の方を対象として、重度障害者医療費助成制度を実施しております。(所得制限あり。)

・本助成制度の対象の方については、訪問看護(医療保険での利用に限る。)の利用の際は、健康保険証と障害者医療証を提示することにより、自己負担額が総医療費の1割となるよう助成しております。(一定以上の所得のある方の自己負担額は3割。)

・また、訪問看護を除く病院・診療所での利用につきましては、1医療機関ごとに入・通院各1日当たり500円以内で、月2日を限度に一部自己負担額の支払をお願いしております。

・なお、平成18年7月診療分から、一部自己負担額月額2,500円の限度額を設け、同一月に自己負担いただいた一部自己負担額の合計が限度額を超えた場合、申請により超過分の払い戻しを実施しております。

身辺自立に手厚い介護を必要とする最重度知的障害者であって、行動問題を抱え、さらにてんかんの頻発や易怒性、慢性疾患の合併など、内科・小児科にも精神科的にも継続的な医療の問題を抱えていて、知的障害者施設では処遇困難な方々のための施設を作ってください。

(回答) 各施設におきましては、利用者の健康状態等に配慮し、必要に応じ医療機関との連携を図りながら、処遇にあっているものと考えております。

なお、本年4月に、本市として初めての重症心身障害児施設が開所しているところでございます。

重症心身障害児者への対応ができるヘルパーの養成を積極的に行ってください。

(回答) 障害者自立支援法の施行に伴い、身近なサービスについては市町村による分担とし、より高度な専門性や広域的な対応が必要なもの、人材の育成、研修については都道府県が実施することとなっております。ご要望については、大阪府へ伝えてまいりたいと考えております。

ショートステイやヘルパー利用に際して、行動面での問題を抱える方に対応できる専門スタッフの養成を積極的に行ってください。

(回答) 利用者に対する適切な支援を実施するためにも、専門スタッフの養成や研修が有意義であると考えます。自立支援法において、サービス等を提供する従事者、又は従事者に必要な指導を行う者の育成については都道府県業務として位置づけされております。ご要望のありました専門スタッフの養成につきましては府に伝えてまいりたいと考えております。

施設等の入所者が障害等で帰宅した際のサポートを下して下さい。

(回答) 障害者自立支援法において、日額報酬化に伴い報酬の重複なく、様々なサービスを組み合わせることが可能となったことから、原則として、施設等に入所する者が一時帰宅する際、市町村が特に必要と認める場合においては、施設入所に係る報酬が全算定される1期間中に限り、訪問系サービス及び日中活動サービス(旧体系の施設入所者に限る。)について支給決定を行うことは可能であると考えております。現在、その場合における支給決定方法の取り扱いについて検討しているところでもあります。

## 堺市を支える会の動き



平成18年11月14日

堺市長  
木原 敬介様

堺市議会議長  
服部 昇 様

堺市重症心身障害児・者を支える会  
(全国重症心身障害児者を守る会大阪支部堺分会)  
会長 成田 恵子

いつも重症心身障害児・者の福祉のためにご尽力くださり、ありがとうございます。  
当会は親たちが 昭和39年から「もっとも弱いものをもれなく守る」という基本理念を掲げ、重症心身障害児・者の福祉を訴え、医療を求め、教育を願って活動を続けております。  
親も子も一杯生きてきましたが、障害の重篤化、親の高齢化によって在宅生活はどんどん厳しくなってきました。出来るだけ家庭で暮らしていただけるように、在宅支援をお願いいたします。また、親の介護力がなくなった時の生活の場として、福祉と医療が備わった施設の整備を切望しています。

つきましては、堺市の障害福祉計画につきまして次のことをお願いいたします。

### 要 望 書

1. 堺市に計画されている重症心身障害者のための施設を、医療と福祉が備わったものにしてください。
2. 上記施設について運営は、重症心身障害児・者をよく理解した実績ある法人に委託してください。
3. 上記施設について重症心身障害児・者医療に実績のある医師を置いてください。
4. 上記施設について日中活動を行うスペース等を充実させてください。
5. 上記施設について重症児（者）通園事業を併設してください。
6. 上記施設について通園事業の送迎を完備してください。
7. 上記施設について超重症児・者も利用できるショートステイを併設してください。
8. 自立支援法施行により経過措置となっている障害者デイサービス事業につきまして、新制度に移行しても入浴、送迎加算をしてください。
9. 重点施設の具体化の段階に際して、当事者家族の意見を充分に聞いてください。

11月14日、大阪府重症心身障害児・者を支える会堺市分会設立総会の場で検討されました要望書案を取りまとめ、堺市長、堺市議会議長様へ上記要望書を提出しました。

その上で、堺市健康福祉委員会の各会派議員に面談を申し入れ、要望書にこめられた思いを聴いていただいています。

11月29日、堺市支える会と堺市重症児者家族の会共同で、堺市障害福祉課、福祉推進部事業者指導室と懇談し、重点施設について、どのような人を対象に、どのようなものを考えているか基本構想の確認と、進捗状況、問題点等聴きました。

平成18年3月に健康福祉プラザ複合施設の基本構想が出ましたが、障害者自立支援法に添った形で一部修正をし、基本設計にはまだ入っていないということです。医療ケアの体制を保障した上で、日中活動の場をスペース的にも配慮したものを作るという基本構想は変わらないということです。

議案終了後、文書で要望書の回答がありますので次号にお知らせします。

精神病棟（重症児者特有の医療について見る体制ではない）でという方針なら、結果として「医療ケアが必要な重症児者がショートステイも使いたいの、入れないだろう」ということになってしまいます。大阪府には重症心身障害児施設の数だけは揃っている（3カ所・400・1000・100床）が、本当に重い人は受け入れられなくて、他府県の施設入所か、病院を渡り歩いているというのが現状です。

全国にある公法人立重症心身障害児施設115カ所のうち精神病棟の施設は3カ所（大阪にある事業者が運営）だけです。さらに金剛コロナも精神病棟で開設されるとのことで、医療ケアが必要な重症児者のための受け皿はどこになるのでしょうか。障害の重い人が他府県の施設頼りでではなく、安心して利用出来る施策を考えて頂きたいです。遠方への施設入所は経済的にも負担があります。

府は、「施設側が、収入・スタッフ等の面で考えたもので、大阪府が指導したわけではない」との回答ですが、新たに作らず既存施設で対応するなら、法人任せにせず、精神病棟の一部でも医療ケアの必要な人に対応できる体制といった強い指導力を出してもらわないと、数だけは有るが中身の伴わない、地域支援（外来診療や日中活動、ショートステイ等）も不十分なままの体制が続くことになります。

重症心身障害児者は、片時も目を離すことができず、強く訴える活動はリスクが高く出来ません。府は「市町村からあがってくる要求で障害福祉計画が出る」との回答ですが、医療ケアの重い人の生活実態を知ってほしいと思います。

行動面で問題を抱え、知的入所施設では受け入れられないような在宅を含む多くの人たちに対して、どのような将来の身通しがあるのか示されませんでした。金剛コロナが医療機関である重症児施設となるのであれば、金剛コロナ入所者にもみ責任をとるというあり方ではなく、知的入所施設では受け入れられない動く重症児（特に強度の行動障害を示す）といわれる重点施設入所者の実態を調べ、今後における施設作りのビジョンを示してほしいと思います。府として何かの方策（独自助成）が出なければ、民間の法人などでは受け入れができるはずはないと思われず。

通所の人、行動障害があるとガイドヘルパーも使えにくくなり、施設からもはじき出されています。最も困難性を持ち、対応に専門性が必要な方々にとっての受け皿が整備されていません。重症児者は法制度にも置いて行かれるという感じがしました。

## 平成18年度

### 「重症心身障害児者介護人養成講座（中級コース2月）」のご案内

本会では重症心身障害児者に対応できる技術を持った介護人を養成することを目的に講座（基礎コース）を開催したところ、多くの受講生が真剣に学んで下さいました。

この度、内容をよりステップアップして中級コースの講座を開催いたします。

中級コースでは、基礎コースをふまえてより深く実践的な研修をしていただきます。

～受講資格：重症心身障害児者介護人養成講座（基礎コース）を修了された方

月 日	時 間	講 師	場 所
2月17日(土)	10:30 - 12:30	吉田くすばみ氏（言語聴覚士）	早川福祉会館
	13:30 - 15:30	藤井 達一氏（耳眼総合病院小児科医師）	
2月24日(土)	10:30 - 16:30	岸本 眞氏（河崎医療技術専門学校 理学療法士）他	早川福祉会館
2月25日(日)	10:30 - 16:30	岸本 眞氏（河崎医療技術専門学校 理学療法士）他	クレオ大阪南

障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策について

平成18年11月30日

自由民主党政務調査会 社会保障制度調査会 障害者福祉委員会

中間報告の要約

この資料は、重症心身障害児者に関する事項を中心として、守る会事務局で作成したものです。

1. 利用者負担の軽減

社会福祉法人軽減(通所、在宅)

- ・軽減率の見直し 1/2軽減 1/4軽減
- ・対象範囲の拡大 所得税非課税世帯 所得税課税世帯
- ・対象法人の拡大 社会福祉法人のみ N P O法人も対象とする

入所施設

- ・食費等に係る補給付の水準、個別減免の資産要件(350万円以上)を検証する。
- ・負担増が急激に過ぎないか等について、施設入所者と在宅者の負担のバランスについて検証する。

2. 事業者に対する激変緩和措置

通所施設

- ・報酬の日額化により収入が大幅に減少した場合の保障率を、従前の80%保障 90%保障
- ・新体系に移行したことによる収入の大幅減少にも同様の措置をとる。
- ・利用者が利用しやすくなるよう、通所について送迎加算を設ける。

入所施設

- ・利用者が病院に入院した場合に算定される報酬の要件を緩和。

3. 障害程度区分

障害程度区分については、知的障害、精神障害を中心に、身体障害も含め、各々の障害特性を反映した区分が出るよう、コンピュータ判定のあり方を含む抜本的な見直しを行う。

4. その他

サービス体系の見直しに向けた検討

施設入所者については、5年間を入所を継続することができることとされているが、5年経過後も、入所者が施設を追い出されることがないようにする。

その他

- ・福祉、医療、雇用、教育の連携を一層図るべき。(以下略)
- ・重度障害者に対して適切に配慮するため、ホームヘルプ事業の国庫負担基準の趣旨について再度周知を徹底するとともに、重度障害者へのサービスの確保等を図る。

(注1) 今回の中間報告では、全ての事項についての具体的な改善内容は示されておりません。補正予算の編成作業の過程で明らかになってくるものと思われま。新たな情報が入り次第また情報提供をする予定です。

追加(支える会まとも)

社会福祉法人軽減について

- ・事業者負担の解消 軽減を行った事業者の持ち出しを解消する

事業者に対する激変緩和措置について

ケアホームにおいて

- ・重度者が必要なサービスを受け入れられるよう経過的なホームヘルプサービス利用の取組いについて検討する。

新たなサービスへの移行等のための緊急的な経過措置

基盤整備等事業交付金(仮称)を都道府県及び市町村に交付する。

- ・小規模作業所等に対し、これまでの対策(1カ所当たり110万円の補助)を踏まえた支援
- ・グループホームなどの立ち上げ支援

「住まいの場」の確保

- ・身体障害者のためのグループホーム・ケアホームに関する検討やケアホームにおける重度者への体制確保に関する検討を含め、障害者の「住まいの場」の確保に取り組むべきである。

「障害がある人は本当に地域で暮らせるのか」  
 障害者自立支援法が施行され、利用者に対しての自己負担や事業者に向けての実質的な報酬の引き下げが行われ、福祉サービスの充実に向けた改革というよりは財源対策としての意味合いが大きい施策であることは誰もが口にするところだ。  
 厚生労働省の示す自立支援法の説明資料の中に、「障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指す」というフレーズがありますが、この言葉を、地域で実際に暮らしている重度の障害がある方々や家族にとっては本当に切実な思いとして受け止めておられるでしょうか。果たして、「目指す」というこの言葉を、国はどれだけ責任や思いを意識して使っているのでしょうか。  
 「地域で暮らす」といっても、医療的な介護や夜間の介護が必要な方々にとってはそのサービスを提供する事業所を見つけること自体が困難な状況で、現に取り組んでいる事業所も運営・経営に汲々としながら取り組んでいることを向けるべきだと思います。厚生労働省の目には、収益を上げている一部の事業所だけが映っていない

いのかも知れませんが、先日も国連の総会で「障害者の権利条約」が採択されました。日本政府も締結する姿勢であると報道されています。「障害のない人」との実質的な平等を確保する、ということや、「障害」に基づくあらゆる差別、排除制限(目的と効果を有するもの)を差別として禁止することなどが盛り込まれた画期的な内容であると評価されていますが、批准には国会の承認が必要であることや関係諸法との整合性や政府による実効性の問題も含めて、本当に障害がある人の暮らしをどれだけ真剣に考えるかどうかが問われるところではないでしょうか。  
 耳障りの良い綺麗な言葉表や理想的なうたい文句に感ずることなく、大きな制約を余儀なくされている人たちの現実を目を向けて、真摯に改善に向けて取り組んでいく姿勢が必要であると思います。国は、その姿を目に見えない形で示してほしいと思います。(S)



利用者様との出会いを楽しみにしております。

ヘルパーさん募集します!!

熱意のある方、車の運転ができる方、土日に中心に活動できる方、歓迎します! 登録については履歴書と資格証明書が必要です。



重症児者を支える会居宅介護事業所

事業内容: 身体介護 家事援助 移動支援 重度訪問介護(月曜日-日曜日 0時-24時)  
 受付時間: 9時30分-17時30分  
 主たる活動地域: 阿倍野区 平野区 東住吉区 住吉区 中央区 天王寺区 浪速区 城東区 住之江区

〒545-0021 大阪市阿倍野区阪南町5-15-2-8 育徳コミュニティーセンター内  
 TEL: 06-6624-2555 FAX: 06-6624-2556



支える会泉佐野居宅介護事業所

事業内容: 身体介護 家事援助 移動支援 重度訪問介護(月曜日-日曜日 0時-24時)  
 受付時間: 9時-18時  
 〒598-0002 大阪府泉佐野市中庄1522-1

TEL: 0724-63-2297 FAX: 0724-63-2454



日頃の疲れを癒して明日からもまた、  
重症児者の方々とその御家族とへルパー  
さん達との交流と親交を深める機会にしませんか

日 時: 平成19年1月27日(土)  
12:00~14:00(受付11:00より)

場 所: 大問園3F ダイヤモンドホール  
大阪市都島区網島町9-10 TEL06(63356)1110

参加費: 1,500円  
申込み: 「支える会」事務局までお願いします。  
(参加費を添えてお申し込み下さい)



### 「支える会」事務局

〒545-0021  
大阪府阿倍野区南船場5-15-28  
育徳コミュニケーションセンター2階  
大阪府重症心身障害児・者を支える会  
会長 鈴木 祥子  
TEL 06-6624-2555  
FAX 06-6624-2556  
<郵便振替> 00930-9-69598

### 支える会ホームページのご案内

ドメイン名 <http://www.sasaeru.or.jp/>  
メールアドレス [osaka@sasaeru.or.jp](mailto:osaka@sasaeru.or.jp)  
様々な御意見・御質問や情報をメールや  
掲示板にお寄せ下さい。

全国・各地へリンクあり!



### 会費納入のお願い

会費納入のお願い



既に納入がお済みの方にはあしからずお許しを願いますようお願い申し上げます。

<問い合わせ> TEL 06-6624-2555  
FAX 06-6624-2556  
<郵便振替> 00930-9-69598  
大阪府重症心身障害児・者を支える会

「支える会」事務局 編集・責任者  
〒545-0021  
大阪府阿倍野区南船場5-15-28  
育徳コミュニケーションセンター2F  
TEL 06-6624-2555  
FAX 06-6624-2556  
運営委員長 鈴木 祥子  
郵便振替口座 〇〇九三〇-九六九五八  
大阪府重症心身障害児・者を支える会

### 編集後記

「支える会」事務局 編集委員一同  
十二月、最後の月が過ぎ去つてしまふ。十二月の除夜の鐘は、師匠の僧侶が、聴せぬと云ふ。一節抄は、四時(し)は、四季の集まる月を意味する。一節抄(し)は、(し)が、あることだ。

平成十一年一月九日の障害者基本法改正により、障害者が社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に設定されたこのことですが、この度の自立支援法から見ると不安や現実性(ジレンマ)を覚える人も多いのではないかと思います。

激動の一年は、多くの問題を来年へと持ち越して暮れることになりました。私たちも当事者の会として、より良い路を歩んでいけるよう頑張りますので来年も応援をよろしくお願いいたします。

発行所 大阪府障害者団体定額刊行物協会  
〒545-0851  
吹田市千里山四六二一  
定価 五〇円  
(会員の方は会費の中含まれています)

### 「全国重症心身障害児(者)を守る会・近畿ブロック」活動報告

近畿ブロック(構成支部 滋賀・兵庫・京都・奈良・和歌山・福井・大阪)では各支部の代表と、共催事業や施設見学をはじめ、自立支援法等に関する情報交換や意見交換を重ねています。重症心身障害児施設は、その成り立ちや経緯を含め施設によって違いがあるようです。大阪からは、他府県に約200名の方が入所せざるえない事情があります。医療ケアが必要な重度の方が遠方の施設に行かなくてはならず、保護者の負担も大です。近畿ブロックでは以下の件など話し合われています。

\*各支部における重症児施設の利用者負担の状況について情報交換しました。

例:自立支援法による自己負担金『低所得』の場合  
24,600 + 約15,000 + 14,880 + 約8,000 = 約62,480円  
(施設費...福祉サービス) (医療費) (食費) (日用品費)

各自治体により様々な軽減措置や助成制度があります。(自己負担は、33,600円から48,480円まで)同じ施設の入所者間で、住所地により負担金にかなりの差があります。



\*重症心身障害児(者)兄弟姉妹支援等事業を開催し、シンポジウムできょうだいの作文を発表していただき、応募作品を掲載した冊子を作成しました(支える会事務局にあります)。

\*「近畿ブロック研修会」は、その時々的重要課題等をテーマに各支部が持ち回りで年1回開催しています。今年度は福井県敦賀市で開催しますが、福井県下の重症児施設にも大阪から入所している方がいます。

\*第44回全国大会は、平成19年6月16日(土)・17日(日)に神戸市のポートピアホテルをメイン会場に開催することになっています。

### 平成18年度 第19回こうさい療育セミナーのお知らせ

【全体テーマ】「発達支援に応じた入所施設での日中活動支援

一 発達支援・自立支援・就労支援の充実をめざして一

1,日 時: 2007(平成19)年2月16日(金) 9:00~16:00  
2,会 場: 財団法人鉄道弘済会総合福祉センター「弘済学園」  
3,プログラム: 午前 療育・支援公開 9:00~11:30  
午後 分科会・研究協議(申し込み時にお選び頂きます) 13:00~16:00

第1分科会テーマ: 「児童前期での発達障害児支援としての基礎療育」  
第2分科会テーマ: 「児童期後期での日中活動支援としての作業学習」  
第3分科会テーマ: 「青年期にある重い発達障害者の日中活動支援」  
第4分科会テーマ: 「施設から地域生活に向けた就労前支援」  
第5分科会テーマ: 「通動療・雇用事業所を用いた就労支援」  
第6分科会テーマ: 「入所更正施設における安定を図るための自立支援」  
(懇親会 任意参加 16:30~18:30)

参加申込み用紙請求先

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-1  
(財)鉄道弘済会社会福祉部 第19回こうさい療育セミナー係(濱本、高野)  
TEL:03-5276-0324 FAX:03-3265-2428